

## 全国におけるいじめ重大事態の発生状況等

### 【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

### 【重大事態の定義】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1項）。

### 【いじめの状況（平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果）】

小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は543,933件であり、児童生徒1,000人当たりの認知件数は40.9件である。

- ① いじめの認知件数は、小学校425,844件（前年度317,121件）、中学校97,704件（前年度80,424件）、高等学校17,709件（前年度14,789件）、特別支援学校2,676件（前年度2,044件）。全体では、543,933件（前年度414,378件）。
- ② いじめを認知した学校数は30,049校（前年度27,822校）、全学校数に占める割合は80.8%（前年度74.4%）。
- ③ いじめの現在の状況で「解消しているもの」の件数の割合は84.3%（前年度85.8%）。
- ④ いじめの発見のきっかけは、
  - ・「アンケート調査など学校の取組により発見」は52.8%（前年度52.8%）で最も多い。
  - ・「本人からの訴え」は18.3%（前年度18.0%）。
  - ・「学級担任が発見」は10.6%（前年度11.1%）。
- ⑤ いじめられた児童生徒の相談の状況は「学級担任に相談」が80.1%（前年度79.5%）で最も多い。
- ⑥ いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめは16,334件（前年度12,632件）で、いじめの認知件数に占める割合は3.0%（前年度3.0%）。
- ⑦ いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態の発生件数は602件（前年度474件）。

### 3. いじめ

#### (3-1) いじめの認知学校数・認知件数

区分	学校総数(校)	認知した学校数(校)	比率 D/A×100 (%)	認知件数(件)	1校当たりの認知件数: D/A(件)	認知していない学校数(校)	比率 D/A×100 (%)	
小学校	国立	72	87	93.1	3,499	48.6	5	6.9
	公立	19,671	16,980	86.2	491,116	24.4	2,471	12.6
	私立	271	119	43.9	1,220	4.5	109	40.2
	計	19,974	17,146	85.8	495,915	24.7	2,585	12.8
中学校	国立	77	74	96.1	942	12.2	3	3.9
	公立	9,502	8,001	84.2	90,921	9.6	1,001	10.5
計	9,579	8,075	84.3	91,863	9.6	1,004	10.5	
高等学校	国立	19	11	57.9	77	4.0	8	42.1
	公立	4,117	2,802	68.1	13,134	3.2	1,308	31.8
	私立	1,528	744	48.7	4,903	3.2	782	51.3
	計	5,674	3,557	62.7	17,700	3.1	2,000	35.2
特別支援学校	国立	45	18	40.0	105	2.3	27	60.0
	公立	1,000	467	46.7	2,570	2.6	512	51.2
	私立	14	1	7.1	1	0.1	13	92.9
	計	1,100	486	44.2	2,676	2.4	612	55.8
計	国立	213	165	77.4	4,018	18.9	44	20.6
	公立	24,400	20,590	84.4	590,741	24.2	3,492	14.3
	私立	2,878	1,296	45.0	6,124	2.1	1,238	43.0
	計	27,102	22,040	81.3	640,872	23.6	4,774	17.6

(注1) いじめの定義

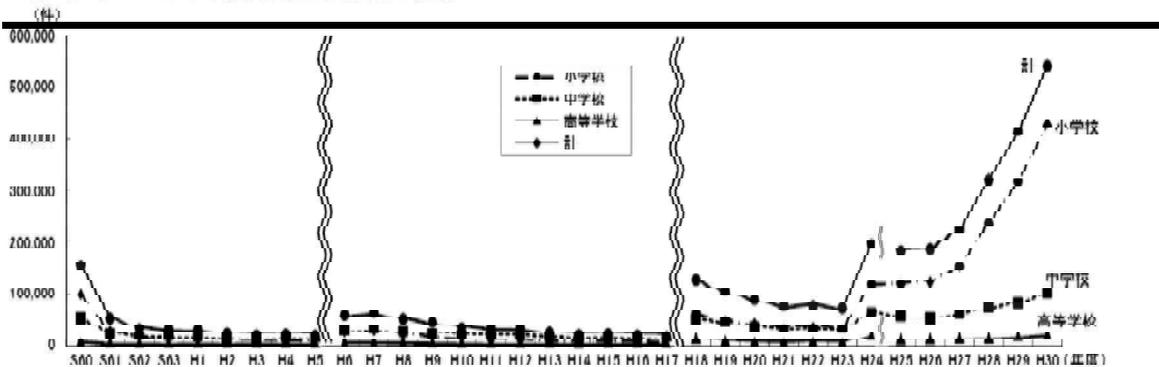
本調査において、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「児童生徒」に対して、当該児童生徒が在籍する学校(在籍していない児童生徒は他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。))によって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。とする。なお、統一した場所以は学校の内外を問わない。

(注2) 調査対象は国立私立小・中・高等学校及び特別支援学校。小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。高等学校の全定置置校や通信制置校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを示す。

(注3) 学校総数は、高等学校の全定置置校は全日制、定時制をそれぞれ1校(計2校)として計上し、学校基本調査の数値と一致しない。

(注4) 各校毎の学校があるため、認知した学校数と認知していない学校数の合計は、学校総数と一致しない。

#### <参考1> いじめの認知(発生)件数の推移



	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
小学校	90,477	26,300	19,777	12,177	11,370	9,033	7,718	7,300	6,390										
中学校	62,501	23,600	16,706	16,462	16,216	13,121	11,022	12,622	12,817										
高等学校	6,719	2,614	2,644	2,212	2,623	2,162	2,422	2,326	2,301										
計	159,697	52,514	39,127	30,851	29,999	24,300	20,962	22,648	21,508										
小学校	86,806	28,614	21,799	16,804	18,060	14,462	12,114	12,806	13,660										
中学校	26,020	23,069	25,062	23,234	20,001	19,009	19,371	16,635	14,502										
高等学校	4,773	4,768	3,771	3,113	2,337	2,331	2,371	2,118	1,900										
特別教育諸学校	225	220	170	160	161	120	100	77	70										
計	36,001	60,680	51,244	42,750	36,390	31,358	30,816	23,657	22,703										
小学校	10年度	10年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
小学校	60,907	48,906	40,907	34,768	26,909	22,124	17,704												
中学校	31,310	43,303	36,763	32,111	33,323	30,745	23,634												
高等学校	12,817	8,058	8,737	9,847	7,018	6,021	4,728												
特別支援学校	304	341	309	278	360	334	417												
計	124,900	101,007	94,849	72,779	71,870	70,221	60,100												
小学校	118,188	122,158	131,082	131,700	111,121	97,868	82,900												
中学校	66,240	62,071	60,602	71,000	60,424	67,704	67,704												
高等学校	11,939	11,404	12,664	12,874	14,789	17,700	17,700												
特別支援学校	708	863	1,278	1,708	2,084	2,670	2,670												
計	198,900	199,072	226,192	222,142	214,270	242,970	242,970												

(注1) 平成19年度から平成24年度は山形県・高知県を除く。平成24年度から山口県・徳島県・高知県を除く。平成19年度から平成24年度は調査方法等が変更されている。  
 (注2) 平成17年度から平成24年度は調査方法等が変更されている。  
 (注3) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含む。  
 (注4) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(3-15) いじめ防止対策推進法に関して(国公立)

①いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)		188	280	113	4	585
法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		188	288	122	4	602
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		83	124	62	1	270
重大な被害の様相	生命	12	30	12	0	54
	身体	18	21	13	1	53
	精神	48	61	34	0	143
	金品等	5	12	3	0	20
調査状況	調査済みの件数	66	98	46	1	211
	うち、調査の結果、いじめが確認されたもの	59	87	37	1	184
	うち、調査の結果、いじめが確認されなかったもの	7	11	9	0	27
	調査中の件数	17	26	16	0	59
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		134	205	78	3	420
調査状況	調査済みの件数	106	149	67	1	313
	うち、調査の結果、いじめが確認されたもの	101	135	49	1	286
	うち、調査の結果、いじめが確認されなかったもの	5	14	8	0	27
	調査中の件数	28	66	21	2	107
平成20年度	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)	140	203	88	3	444
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	145	224	102	3	474
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	46	104	40	1	191
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数	110	143	71	2	332



公立中学校

Case  
**45** 詳細な調査をしないまま  
「いじめではない」という判断を行った事例

事例の概要

① 関係生徒

- 【被害】 中学3年女子A（1名）

② いじめの概要

- 中学3年女子生徒Aが、自宅にて自死を図り、翌日死亡が確認された。遺留品として、制服のポケットに「くさや」と書かれたメモが発見されたほか、本人の日記に「いじめられたくない。（ひとり）ぼっちはいやだ」などの記述が残っていた。このため、遺族は、Aが生前クラスの女子生徒からいじめを受けていた旨を主張した。

事態の経緯及び対応

- Aが自死した翌月、学校がアンケート調査を実施したが、調査結果からいじめの事実は出て来なかった。また、教育委員会がAの同級生に聞き取り調査を行った。
- 教育委員会・学校の調査と並行して、御遺族が独自に関係生徒に聞き取り調査を行ったところ、いじめをうかがわせる証言を得た。
- 御遺族が教育委員会に、いじめの重大事態の調査組織（第三者調査委員会）の設置を申し入れるが、**教育委員会において、学校が実施したアンケート調査等においていじめの事実が把握できなかったことをもって、「(本事例は) いじめによる重大事態ではない」と決議した。**なお、教育委員会は当該決議のことを御遺族には伝えていなかった。
- その後、御遺族が決議の存在を知り、文部科学省に対して調査委員会の解散などを求める申し入れを行った。これらを踏まえ、教育委員会は「いじめの重大事態ではない」という決議を撤回した。

本事例に対するコメント

- **いじめについて、多くの客観的事実が御遺族から示されているにもかかわらず、事案発生後の初動調査を十分に行わなかったことは不適切**である。御遺族から提示された新たな資料・証言等についても第三者調査委員会に提出し、確認を受けるべきであったと考えられる。
- 御遺族からの訴えがあるなど、**いじめの疑いがあったにもかかわらず、教育委員会において「いじめの重大事態ではない」と決議したことは、いじめ防止対策推進法に反する誤った対応**である。事案の発生直後に、御遺族から物的証拠の提示や訴えがあった時点で、いじめの「疑い」があるものとして、いじめの重大事態と捉える必要があったと考えられる。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

いじめの重大事態

## Case 46 不十分な初動調査により、 その後の事実解明が困難になった事例

### 事例の概要

#### ① 関係児童

- 【被害】小学生男子A（1名）
- 【加害】小学生男子複数名（時期により異なる）

#### ② いじめの概要

- 被害児童Aは、他県の小学校から転校してきた小学2年生のときに、同じ学級の児童から執拗に追い回されたり、鬼ごっこの鬼をわざとやらされたり、ランドセルを引っ張られたり、「〇〇菌」と呼ばれたりするなどのいじめを受けた。またAは、**小学3年生の6月から10月まで不登校になった（1回目）**。
- また、小学4年生の時期には、鉛筆を折られたり、ノートがなくなったり、蹴られたり、ものさしで叩かれたりする等のいじめがあった。
- 小学5年生の5月頃**、Aは他の関係児童10人くらいと遊園地等のゲームセンターでたびたび遊び、**遊興費・食事代・交通費等の多額(万単位)の金銭をすべてAが負担した**。学校は、多額の金銭のやり取りがあったことは把握していたが、「正確な金額が分からないので、その解明は警察に任せたい」「返金問題には学校は関与しない」などとして、十分な教育的支援を行わず、いじめの重大事態とも扱わなかった。
- Aは、**小学5年生の6月に2度目の不登校となり、小学校卒業まで全く登校しなかった**。

### 事態の経緯及び対応（第三者調査委員会の報告書より）

- 本事案においては、A及びその保護者がいじめ被害を訴え、その後1ヶ月以上に渡る長期の2度目の不登校が発生した。
- 教育委員会は、当初本事案をいじめの重大事態とは捉えず、いじめの調査は学校に委ねられた**。いじめ事案では、できるだけ早期に被害児童から聴取することが極めて重要であるが、A及びその保護者は学校に対する不信もあり、学校によるAへの聴取が拒否し続けられ、Aへの聴取はできないまま時間が経過してしまった。
- その結果、**本事案がいじめの重大事態の調査委員会に諮問され、調査が開始されたのは、Aの不登校開始から約1年7ヶ月以上経過したとき**であった。
- もっと早い時期に、調査委員会による調査を実施することができれば、いじめの加害を疑われている児童からの聴取も実現できたであろうし、実際の状況を詳細に理解することが可能であったはずである。さらに、このことにより、被害児童及び加害を疑われている児童などに対して、教育的配慮に基づく、適切な指導や支援をアドバイスすることも可能であった。

本事例に対するコメント

- 本事例は、初期のいじめの発生からの経過が長く、さらには被害を訴えている児童が長期にわたり不登校状態になった後に、調査委員会が調査を開始したという経緯があった。このため、調査委員会の報告書においては「「いじめ」の事実認定そのものに難しいものがあった」とされている。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた「疑い」が確認された時点で、いじめの重大事態であると判断を行うことが求められている。本事例については、小学生が万単位という多額の金銭のやり取りを行っていたことを把握した時点で、いじめの疑いを持ち、重大事態と判断すべきであったと考えられる。
- 本事例のように、初期段階で重大事態と捉えなかったことにより、事案の解明が困難になることのないよう、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も参考にしつつ、適切に対応することが重要である。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

いじめの重大事態

Case

## 47 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

### 事例の概要

#### ① 関係児童

- 【被害】 小学5年女子A（1名）
- 【加害】 小学5年男子B（1名）

#### ② いじめの概要

- 小学5年女子Aが、小学5年男子Bから差別的な発言、砂をかけられる行為を受けたことにより、心身に苦痛を感じ、40日間程度の欠席をした。

### 事態の経緯及び対応

- Aが授業中に発表したことに対し、Bが差別的な発言をした。
- 授業後、担任が事情を確認し、Aに対してBから謝罪をさせた。
- Aの保護者が来校し、謝罪後もAに対するBの嫌がらせが続いていることを担任に伝えた。
- Aの保護者からの情報を元に、校長、教頭、担任がA及びBとそれぞれの保護者から聞き取りを行い、事実確認が行われた。その中で、差別的な発言に加え、体育の時間に砂をかけられる行為があったことがわかった。
- A、Bとそれぞれの保護者に対し教育相談が継続的に実施されたが、Aが欠席するようになった。
- 学校における取組（括弧内は担当者）
  - ① A宅への家庭訪問 ※学習支援も含む（校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター）
  - ② A宅への電話連絡（校長、教頭、担任、特別支援教育コーディネーター）
  - ③ Bへの指導（校長、教頭、主幹教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、児童支援担当）
  - ④ Bの保護者への働きかけ及び日常の報告（校長、教頭、担任）
  - ⑤ 校内いじめ対策委員会、校内不登校対策委員会の実施及び全教職員への現状報告
  - ⑥ スクールカウンセラースーパーバイザーによる見立て及びフィードバック
- Aが欠席するようになったことを受け、学校が本件について重大事態として、教育委員会に報告。
- 教育委員会が学校に、校長を中心として学校全体で組織的に取り組むこと、Aの学校復帰を第一に考えて誠意を持って対応すること、関係機関の活用も図ることを指示した。
- 継続的な家庭訪問で学習支援や教育相談を実施し、登校への不安感をなくした結果、Aが登校できるようになった。また、Bに対して教育相談を実施し、自尊感情を高めた結果、Bの反省が促され、良好な人間関係を作ることができるようになった。

### 成果

- 早期に家庭訪問を実施したことで保護者への連絡が迅速かつ正確に行われた。（取組①）

- 学習意欲が高いAに対して、組織的、継続的に学習支援と教育相談を実施したことが登校意欲に結び付いた。(取組②)
- スクールカウンセラースーパーバイザーを効果的に活用したことで、当事者への対応のみならず、保護者対応が適切に行われた。(取組⑥)
- Bに対して、自尊心を高め周囲と望ましい人間関係を作ることができるように、担任を中心としたチームで取り組んだ。(取組③、④)
- 事案に対して校長を中心としたチーム対応を行い、全教職員で解決に向けて取り組んだ。(取組⑤)
- 教育委員会から適切な指示や助言があった。(取組⑤)

### 本事例に対するコメント

- いわゆる不登校重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、(中略)学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」とされている。本事例については、早期の家庭訪問や継続的な学習支援・教育相談の実施により、速やかな学校復帰が可能になったと考えられる。
- 加害児童のBに対しても、教育相談を実施し、自尊心を高めた結果として反省が促されており、適切な指導が行われたと考えられる。
- 以上のような取組が、教育委員会による適切な指導・助言の下、校長を中心に学校全体で組織的に実施されており、本事例は、国の基本方針に則った対応が行われたケースと評価できる。

# 去施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ①

中学1年生男子生徒の自殺事案。自殺の数ヶ月前から、見下す言葉でのからかい、仲間外れ等のいじめを続けているとの相談が学校にあった。第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。」とされた。

## 事項

当該事案における学校等の対応

### 基本方針

事案発生当時、当該校のいじめ防止基本方針、当該地方公共団体のいじめ防止基本方針及びび対応マニュアルが策定されていたが、基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかった。

不登防止・不登死元

早期発見のためのアンケート調査を年6回実施していた。5月の調査では当該生徒のいじめが疑われる記載がなかったが、学校では特に確認を要するものもなかった。また、いじめの疑いのある生徒を2回連続当該生徒が提出していない状況であったが、学校は特段の対応をしなかった。

### 組織的対応

保護者からの相談を受け、学校では臨時会議を開催し、情報を共有しながら対応していたが、一部のいじめについては担任止まりとなっていた。  
 学年ごとに生徒の問題行動を把握しようとする意向が強く、「小さな問題」と捉え、事案については、当該校全体で情報共有がなされず、管理職による点検・指導が行われなかった。  
 事案について養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有して対応に当たったことをしなかった。  
 自殺発生前、本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった。

### いじめへの対応

当該生徒と加害生徒の問題について、対応方針事前に関与の保護者と協議せず、また、一部の加害生徒の保護者に対しては、いじめについて報告をしていなかった。  
 学年集会を開催して指導を行ったが、後日、当該生徒が加害生徒から「チクったと言われた。このことについて学校は保護者から相談を受けたが、特段の対応を行わなかった。

学校による調査・第三者調査委員会による調査

当初、遺族の意向を受けて自死については「転校した」と他の生徒に伝えた(当該生徒の自死について、遺族は死因を公表しなかった)。  
 ・第三者調査委員会はすぐで常設機関として設置されていた。事案発後、学校による基本調査を実施し、事案発生から2か月後に第三者委員会による詳細調査を開始した。  
 ・遺族に対して、第三者調査委員会による調査結果を報告。

## 法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案②

中学1年生女子生徒の自死事案。クラス及び部活動において、暴力を伴わない悪口、心理的な嫌がらせが日常的に発生していた。第三者調査委員会の調査結果においては、「いじめ」被害を受けたことが自殺の主要な原因である。」とされた。

### 事項

当該事案における学校等の対応

### 基本方針

- ・法施行後間もない時期に発生した事案であるため、学校の基本方針は策定されていないかった。
- ・学校としてのいじめ事案の報告経路・情報共有の方法を含むいじめへの対応方針は策定・共有されていなかったが、方針に基づく対応が徹底されていなかった。
- ・定期的を実施していたアンケート(月1回)の結果について、当該生徒の回答に変化が見られたものの、十分な対応が行われていなかった。
- ・その他保護者からの相談、当該生徒の様子の変化、部活動の欠席など、学校として個々の事案を把握していたが、学校はいじめと認知して対応していなかった。

### 不登防止・早期発見

### 組織内対応

- ・当時学校が定めたいじめ事案に係る報告経路・情報共有の方法が徹底されておらず、一部のいじめでは担任と学年主任のみで対応をとり、学校対策組織には共有されていなかった。
- ・いじめ、クラス内のトラブルが発生し、いじめ対策組織において協議した場合でも、協議の内容について記録が作成されていなかった。
- ・当該生徒についてスクールカウンセラーの利用実績はなかった。

### いじめへの対応

- ・担任は、被害生徒に声をかけたところ、「大丈夫」と答えたため、様子を見守ることとしたが、その対応方針は、組織的に判断して決定されたものではなかった。
- ・部活動におけるいじめについて、具体の対応を定めていなかった結果、顧問から学校の対策組織に報告がなされていなかった。
- ・顧問も交えた部活動のミーティングの中で、加害側から被害生徒の性格的な面への指摘があり、被害生徒が自らの性格の改善を約束するという結果になった場面があった。この後も悪口等のいじめが継続していたが、学校は特段の対応を行われなかった。

学校による調査・第三者調査委員会による調査

- ・学校及び教育委員会による調査結果を遺族に提示(閲覧のみ)。
- ・第三者調査委員会の設置に関して、スタートの時点で要綱の内容、人選について遺族との協議を円滑に行うことができなかったため、調査の開始が約10ヶ月後となった。



## いじめの重大事態に関する誤った対応事例

### 【事案1】

- 平成27年11月、市立中学校3年生女子生徒の自殺が発生。事案発生直後より、御遺族からいじめをうかがわせる資料の提示等があった。
- そのような状況にあるにもかかわらず、教育委員会学校が実施したアンケート調査等においていじめの事実が把握できなかつたことをもって、平成28年3月、教育委員会全議において「いじめの重大事態ではない」旨を議決した。

御遺族からの訴えがあった時点でいじめの疑いがあるもりといえるため、「いじめの重大事態として捉えるべきであった。」

教育委員会として第三者調査は実施していたが、平成29年5月30日、先の議決を撤回。6月2日、第三者調査委員会の解散を決定。

### 【事案2】

- 平成29年4月、市立中学校2年生男子生徒の自殺が発生。当該生徒の中学1年生時のアンケートにおいて、いじめを受けている旨の記載があった。
- 学校は、当該生徒も加害行為を行っていたため、双方向の行為であり、いじめではないと認識していたことから、記者会見においてトラブルであり、いじめではない旨の発言をした。

事案発生直後の時点で把握していたアンケートの記載や事実関係から、いじめの疑いがあるもりといえるため、「いじめの重大事態として捉えるべきであった。」

いじめの重大事態の判断は、いじめの行為の有無が調査により明確になった時点で行うものではない。  
いじめの「疑い」(被害者・保護者からの訴え、日記、アンケート等の記載)が確認された時点で「いじめの重大事態である」と判断を行うこと。

「いじめの重大事態」と捉えた後、いじめの重大関係について、組織を立ち上げて調査を行う。  
(当該調査において、いじめの事実が確認できなかったという結果となった場合も、当該事案が「いじめの重大事態」に該当することに変わりはない。その場合は、「いじめの重大事態」として捉えて、組織を立ち上げて調査を尽くしたが、いじめの事実は確認できなかつた。」という結論になる。)